

台湾「混同誤認の虞に関する審査基準」について

2021年12月23日

執筆者 弁理士 岡田充浩

1 概要

台湾では商標の審査基準が以下のように分野別に公開されています。

- ①商標識別性審査基準
- ②ディスクレーマーに関する審査基準
- ③非伝統的商標審査基準
- ④混同誤認の虞に関する審査基準
- ⑤著名商標保護審査基準
- ⑥小売サービスに関する審査基準
- ⑦証明標章、団体商標及び団体標章審査基準
- ⑧有機という文字を含む商標/商品名の審査原則
- ⑨商品及び役務の分類及び相互検索参考資料

本稿では上記の審査基準のうち、2021年10月に改訂／施行された「④混同誤認の虞に関する審査基準」について紹介致します。

2 混同誤認の虞に関する審査基準の内容

当該基準では考慮要素として以下の要素が示されています。

2.1 商標識別力の強弱

独創的な商標は識別力が最も強く、識別力が強い商標ほど、商品又は役務の消費者に与える印象が強いので、購買者に誤認混同を生じさせる可能性がある。一方、暗示的商標は識別力が比較的弱い。

結合式商標について、一部の構成文字が広く使用されることで識別力が弱まる場合、当該一部の構成文字を含む両商標は、非類似とされる可能性がある。

2.2 商標の類否並びにその類似程度

2.2.1 商品・役務ごとに消費者が支払った注意の程度が異なり、類似性の判断に影響を与える。例えば日常製品では注意の程度が低く少しでも類似すれば混同の虞があるが、専門商品では注意の程度が高く少しの類似では混同の虞がないとされる。

2.2.2 基本的に商標全体を観察する。但し商品等の消費者の商標に対する全体的印象に影響を与える顕著な部分は「主要部分」として類否判断の対象となる。

2.2.3 時間と場所を異にすることを前提とした離隔的観察を行う。実際の購入行為は異なる時間又は場所において商品等を選択するからである。

2.2.4 商標全体の外観、観念（意味）、称呼（発音）から評価する。いずれか一

つについて類似が認められることにより商標全体が類似する可能性があるが、例外的に同一の称呼であっても外観及び観念は全く異なり両商標の全体的印象が異なる場合もある。

a. 外観によって類似性が認められた例

★商標図案上の中国語の意味、称呼が完全同一でなく、外観により誤認混同のおそれがある例

「洗玉」と「洗王」など



★商標図案上の中国語の文字構成が同一で配列は異なるが、外観により誤認混同のおそれがある例

「日日春」と「春日」など

★商標図案上の中国語の主要部分が同一で、外観により誤認混同のおそれがある例

「日尹新」と「日新」、「果蔬生」と「利果蔬」など

★商標図案上の中国語の文字は異なるが、デザイン形態が類似して誤認混同のおそれがある例

「吉観」と「合歓」がそれぞれ   など

★商標図案の構成要素の中国語部分又は外国語部分のいずれかが同一である例

「GOAL」と「果好 GOAL」など

★商標図案上の外国語文字が異なり、また称呼や観念も異なるが、デザイン形態が類似するので誤認混同のおそれがある例

大同の外国語「*Jalung*」と東芝の外国語「*Toshiba*」など

★商標図案上の外国語の表音文字の構成が同一で配列が異なる、又は少数の表音文字が異なるが、外観が類似するので誤認混同のおそれがある例

「瑞騎 CAANON」と「CANNON」、「JWCO」と「聯旺 LWCO」、「LIVIBRON」と「LIVROW」、
「MOSER」と「MOSER 及び (図)」など。

★商標図案上の外国語に同一の単語が含まれ、又は主要部分が同一若しくは類似するので誤認混同のおそれがある例

「NEW MASTER」と「統帥 MASTER」、「美術牌 ART」と「台湾垂都 T.W.ART」など

★商標図案上の図形が類似するので誤認混同のおそれがある例



★商標図案上の記号が同一又は類似するので誤認混同のおそれがある例

「九九 99」と「999」など

★商標図案の色彩が同一又は類似するので誤認混同のおそれがある例



★商標図案上の図形の形状と文字の形状が同一又は類似するので誤認混同のおそれがある例



b. 観念が類似する場合の例

★商標図案上の中国語の意味又は観念が同一又は類似するので誤認混同のおそれがある例

「王子」と「太子」など

★商標図案上の外国語の意味又は観念が同一又は類似するので誤認混同のおそれがある例

「Taiwan」と「Formosa」など

※Formosaは台湾に最初に到達したポルトガル人が発した別称

★商標図案上の中国語と外国語が同じ意味であるので誤認混同のおそれがある例

「星牌」と「STAR」など

★商標図案上の中国語と図形が同じ意味であるので誤認混同のおそれがある例

「金象牌」と（金色の象の図）など

★商標図案上の外国語と図形が同じ意味であるので誤認混同のおそれがある例

「LEOPARD」と（豹の図）など

★商標図案上の中国語又は外国語と記号が同じ意味であるので誤認混同のおそれがある例

「五号」と「No. 5」など

★商標図案上の図が同じ意味であるので誤認混同のおそれがある例



c. 称呼が類似する場合の例

★商標図案上の中国語は異なるが、発音が同一又は類似するので誤認混同のおそれがある例

「新新」と「馨馨」など

★商標図案上の外国語は異なるが、発音が同一又は類似するので誤認混同のおそれがある例

「SEMCO」と「SEIKO」、「JOIE」と「JOY」など

★商標図案上の中国語又は外国語の発音が同一又は類似するので誤認混同のおそれがある例

「麥當樂」と「McDonald's」など

★商標図案上の中国語又は外国語と記号の発音が同一又は類似するので誤認混同のおそれがある例

「巴陵巴」と「808」、「CHi CHi」と「77」など

2. 2. 5 類否判断においてデザインコンセプトは考慮しない。デザインコンセプトはデザイナーの主観的意思であり、商品等の消費者が知り得ない。

2. 2. 6 中国語&外国語文字商標の類否判断する際の原則

外国語文字商標と、中国語&外国語文字商標とを類否判断は、原則外国語部分のみを比較する。

外国語文字商標は、外国語の接頭部分が同一の場合でも、当該接頭部分の識別力が低い、又は他の語との結合で異なる意味合いを生ずるとき、類似の程度が低下する。

外国語文字商標は、全体で単独の意味合いを有する場合、原則、構成文字を分離／分断して類否判断してはならない。但し消費者が熟知する複数の語句の組み合わせであり、且つ複数の語句の何れかと混同を生じる場合、類似の程度が高まる。

2. 2. 7 その他

商標の一部が、他人の商標全体である場合、又は他人の商標の要部を含む場合、類似の程度が高まる。



両商標が、同一部分を備える場合で、且つ当該同一部分に識別力がない文字を組み合わせたととき、又は全体の外観及び観念への影響が僅かなとき、類似の程度が高まる。

「WISS」と「IWISS」

2. 3 商品又はサービスの類否とその類似程度

商品の類似性の有無は、二つの異なる商品の機能、材料、生産者又はその他の要素の共通／関係に基づく。役務の類似性の有無は、二つの役務の間に消費者の需要を満足させる共通／関係に基づく。

実務上「商品及び役務の区分並びに相互検索参考資料」を参考とする。

商品の性質とは、商品の本質又は特性を指す。

商品が複数の部品からなる場合、又は1つの商品を半製品として製造する場合に、両商品が類似であるとはいえない。

部品が独立販売される場合、両者は補完的關係であり類似の程度が高まる。

食品について、主成分が同一である場合、類似の可能性が高まる。但し主成分が同一で

ある場合でも、材料や製品の変形の程度が大きいときは、類似関係とならない。

商品の販売場所について、商品販売の配置エリア等が考慮される。

2.4 先権利者の多角化経営の状況

先登録の権利者が多角化経営を行い、多くの種類の商品・役務に商標を使用している場合、多角化経営の状況も総合的に考慮しなければならない。先権利者が同一商品・役務の市場に参入する可能性を考慮する。

2.5 実際に混同誤認する事情

誤認混同の事実とは、消費者が、後願商標の商品が先登録の商標権者に由来すると誤認する状況を指す。この事実は先登録の商標権者が関連証拠を提出／証明するべきである。

2.6 関係消費者の各商標に対する熟知度

両商標の何れもが、消費者により相当程度熟知されている場合、並存の事実を最大限に尊重すべきである。両商標の何れか一方が熟知されている場合、当該商標に手厚い保護を与えるべきである。

2.7 係争商標の出願人が善意であるか否か

誤認混同が生じる可能性があることを明らかに知る、又は生じさせる意図がある場合には、当該出願は善意とはいえない。

2.8 その他の混同誤認する要素

販路又は提供場所が同一で消費者が接触する機会が多い場合、誤認混同を引き起す可能性が高い。

なお訪問販売、電子商取引、通販等の販路と一般の販路との間で誤認混同を生じるか否かは再検討の余地がある。

高級レストランでの提供と、屋台の形式での提供との間では、誤認混同を引き起すとは限らない。

また個別案件において異なる参考要素が存在する場合には、平等原則が適用されるとは限らない。

商標出願と商標権争議とは、案件の性質が異なるため、参酌事実及び証拠資料等が異なるため、異なる処理が実行されるとしても実質的に平等原則に反しない。

2.9 先行商標権者の同意取得による不当な類型

先行商標権者から並存登録の同意を取得することは誤認混同の回避策として認められる。但し以下のような類型は不当であり認めない。

- ★出願商標が同一であり、且つ指定商品指定役務が同一である類型
- ★出願商標が同一であり、且つ指定商品指定役務が上位概念下位概念の関係にある類型
- ★登録商標が裁判所から禁止処分を受ける類型
- ★商標専門機関が不当な状況と認定する類型

3 結び

台湾の商標の類否判断は、日本の類否判断に似ていますが異なる基準があるため、注意が必要です。

また台湾特許庁では日本語を母国語と同様に扱っており、例えば商標検索サイトでは日本語による商標検索が可能です。依って日本語の文字商標であっても誤認混同の虞ありとして拒絶されることに注意が必要です。

以上